

# 就学援助制度のご案内

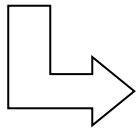
～学校でかかる経費の負担軽減のために～



太田市では公立小・中・義務教育学校に通学する児童生徒がいるご家庭で、就学費用の負担に心配のある場合に就学費用の一部を援助する制度があります。（就学援助制度）

対象となる家庭に対し、学校給食費・学用品費・新入学学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費等を援助します。

例えば・・・



○新入学学用品費（ランドセルや制服等入学に必要なものを購入する費用）を、入学前に支給します。

◆支給額（お子様1人につき）

- ・小学校入学予定のお子様 **57,000円**
- ・中学校入学予定（小学校6年生）のお子様 **70,000円**

◆支給時期 令和6年2月中旬～2月下旬

○認定日以降の学校給食費について、納付する必要がなくなります。  
（教育委員会が委任により納付を行います。）

## 対象となる家庭

生計をひとつにする方全員（世帯分離も含む）が次のいずれかに該当する場合

- (1) 市町村民税が非課税となっているご家庭
- (2) 経済的な理由により就学費用の負担に心配があり、収入基準額を下回るご家庭

### 援助対象となる家庭の収入基準額 << 参考額 >>

人数	家族構成	収入基準額	所得額
2人	父または母、小学生	271万円	171万円
3人	父または母、小学生、未就学児	327万円	210万円
4人	父、母、小学生、未就学児	396万円	262万円
5人	父、母、中学生、小学生、未就学児	471万円	322万円

※表中の収入基準額はあくまで参考額であり、家族の年齢や住まいの状況等により変動します。

申請書に基づき、生活状況を総合的に審査し、援助の可否を決定いたします。

申請方法は裏面をご覧ください。

## 申請方法

申請期間：令和5年12月1日（金）～令和6年1月12日（金）

### 小学校入学予定のご家庭

下記書類を入学予定先の小学校に、直接提出してください。郵送での受付はできません。

- ◆提出書類
- ①就学援助費受給申請書
  - ②新入学学用品費の受給に係る誓約書
  - ③通帳の写し  
(表紙を開いて口座番号、口座名義、支店名等が記載されているページ)
- ※令和5年1月1日時点で太田市に住民登録がない世帯員は、「所得・課税証明書」の添付が必要となります。

※申請書類については、太田市ホームページにて掲載しています。ご確認くださいご申請ください。なお、学校及び学校教育課でもご用意しています。

### 中学校入学予定のご家庭

希望する場合は、現在通われている小学校へご相談ください。

学校から手続きのご案内をいたします。

### 就学援助受給中のご家庭

すでに兄弟が就学援助の認定を受けているご家庭で、小学校入学予定の弟妹がいる場合は、兄弟が在学している学校へご相談ください。

## 確認事項

新入学学用品費の入学前支給は、次の要件のすべてに該当する方が対象です。

- (1) 令和6年4月1日に公立の小・中・義務教育学校へ入学予定の方
- (2) 申請時に太田市に住民登録がある方  
(入学日以前に太田市外に転出する予定がある方を除く)
- (3) 就学援助の認定要件に該当する方



**【注意】 次の①②のいずれかに該当する場合は、入学前支給の対象になりません。**

- ① 令和6年4月に公立の小・中・義務教育学校に入学しない場合
- ② 入学日以前に太田市外に転出する予定がある場合

※上記に該当し、新入学学用品費の入学前支給を受けたときは、返還していただくこととなりますので、該当する可能性がある場合は、申請を行わないでください。

○今回、申請が間に合わなくても、**令和6年4月30日までに**就学援助制度を申請し認定となった場合は、**新入学学用品費を入学後に**支給いたします。

○8月に令和5年分の収入にて再審査を行いますので、新入学学用品費の支給を受けた方でも世帯の状況等によっては、継続して受給ができない可能性があります。

お問い合わせ 太田市教育委員会 学校教育課 管理係 TEL 0276-20-7084